

草津市告示第101号

草津市社会福祉関係団体等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市社会福祉関係団体等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市社会福祉関係団体等事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第92号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第1条～第4条 <現行どおり> 別表（第2条関係）			第1条～第4条 <省略> 別表（第2条関係）		
補助対象者	補助対象経費	補助金額	補助対象者	補助対象経費	補助金額
<現行どおり>	社会福祉協議会人件費	<現行どおり>	<省略>	社会福祉協議会人件費	<省略>
	事務局管理経費			事務局管理経費	
	地域福祉権利擁護事業費			地域福祉権利擁護事業費	
	総合相談事業費			総合相談事業費	
	地域サロン活動事業費			地域サロン活動事業費	
	地域支え合い運送支援事業費			地域支え合い運送支援事業費	
	福祉活動推進員育成事業費			福祉活動推進員育成事業費	
	災害ボランティアセンター事業費			災害ボランティアセンター事業費	
	ボランティア活動支援事業費			ボランティア活動支援事業費	
	草津フードバンクセンター事業費			草津フードバンクセンター事業費	
	地域福祉活動推進実践事業費			地域福祉活動推進実践事業費	
	中間支援組織連携促進事業費			中間支援組織連携促進事業費	
	<u>子どもはぐくみ事業費</u>			社会福祉協議会事業費のうち	
	社会福祉協議会事業費のうち市長が認める経費			市長が認める経費	
<現行どおり>	<現行どおり>		<省略>	<省略>	

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年4月1日揭示済み）

草津市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定納付受託者の名称および所在地

- | | |
|---------|---------------------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社滋賀ディーシーカード |
| 所在地 | 滋賀県大津市浜町1番10号 |
| (2) 名 称 | 株式会社しがぎんジェーシービー |
| 所在地 | 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津
滋賀ビル3階 |
| (3) 名 称 | 株式会社トラストバンク |
| 所在地 | 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 |
| (4) 名 称 | 株式会社さとふる |
| 所在地 | 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京
橋エドグラン13F |
| (5) 名 称 | 株式会社アイモバイル |
| 所在地 | 東京都渋谷区桜丘町22-14 N.
E.S.ビルN棟2階 |
| (6) 名 称 | P a y P a y 株式会社 |
| 所在地 | 東京都千代田区紀尾井町1-3 |
| (7) 名 称 | 楽天グループ株式会社 |
| 所在地 | 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリムゾンハウス |
| (8) 名 称 | 株式会社DGフィナンシャルテクノロ
ジー |
| 所在地 | 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 |
| (9) 名 称 | 株式会社近鉄百貨店 |
| 所在地 | 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目
1番43号 |

2 指定納付受託者に納付させる歳入

草津市ふるさと寄附条例（平成20年草津市条例第18号）に基づく寄附金

3 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（令和6年4月1日掲示済み）

草津市告示第103号

草津市創業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市創業支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市創業支援補助金交付要綱（令和3年草津市告示第87号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 <現行どおり> （補助対象者）	第1条～第2条 <省略> （補助対象者）
第3条 <現行どおり> （1） <現行どおり> （2） <現行どおり> ア 第2条第1号アまたはイに該当する者にあつては、補助金の交付申請を行った日（以下「申請日」という。）の属する年度（以下「申請年度」という。）の4月1日から <u>市長が別に定める日</u> までに創業を行うこと。	第3条 <省略> （1） <省略> （2） <省略> ア 第2条第1号アまたはイに該当する者にあつては、補助金の交付申請を行った日（以下「申請日」という。）の属する年度（以下「申請年度」という。）の4月1日から <u>2月15日</u> までに創業を行うこと。
イ 第2条第1号ウ、エまたはオに該当する者にあつては、申請日において、 <u>事業所の設立日等（複数回行ったことがある者にあつては、申請日の直近に行った日をいう。）</u> から3年を経過しないこと。	イ 第2条第1号ウ、エまたはオに該当する者にあつては、申請日において、 <u>創業（創業を複数回行ったことがある者にあつては、申請日の直近に行った創業をいう。）</u> を行ってから3年を経過しないこと。
（3）～（8） <現行どおり> 2 <現行どおり>	（3）～（8） <省略> 2 <省略>
第4条 <現行どおり> （補助金の交付申請）	第4条 <省略> （補助金の交付申請）
第5条 <現行どおり> （1）～（4） <現行どおり> （5）開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（ <u>前年度までに開業届または法人登記により事業所等を設立済の場合に限る。</u> ）	第5条 <省略> （1）～（4） <省略> （5）開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（ <u>第3条第1項第2号イに該当する場合に限る。</u> ）
（6） <現行どおり> 第6条～第9条 <現行どおり> （実績報告）	（6） <省略> 第6条～第9条 <省略> （実績報告）
第10条 <現行どおり> （1）～（2） <現行どおり> （3）開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（ <u>申請年度内に開業届または法人登記により事業所等を設立した場合に限る。</u> ）	第10条 <省略> （1）～（2） <省略> （3）開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（ <u>第2条第1号ア、イまたはウに該当する創業を行う場合に限る。</u> ）
（4） <現行どおり> 2 <現行どおり>	（4） <省略> 2 <省略>
第11条～第15条 <現行どおり> 別表 <現行どおり>	第11条～第15条 <省略> 別表 <省略>

改正後	改正前
別記様式第 1 号（第 5 条係） （別添 1－1 のとおり）	別記様式第 1 号（第 5 条関係） （別添 1－2 のとおり）
別記様式第 2 号（第 5 条第 1 号関係） （別添 2－1 のとおり）	別記様式第 2 号（第 5 条第 1 号関係） （別添 2－2 のとおり）
別記様式第 3 号～別記様式第 9 号 《現行どおり》	別記様式第 3 号～別記様式第 9 号 《省略》
別記様式第 10 号（第 10 条第 1 項関係） （別添 3－1 のとおり）	別記様式第 10 号（第 10 条第 1 項関係） （別添 3－2 のとおり）
別記様式第 11 号（第 10 条第 1 項第 1 号関係） （別添 4－1 のとおり）	別記様式第 11 号（第 10 条第 1 項第 1 号関係） （別添 4－2 のとおり）
別記様式第 12 号～別記様式第 14 号 《現行どおり》 》	別記様式第 12 号～別記様式第 14 号 《省略》
別記様式第 15 号（第 14 条第 1 項関係） （別添 5－1 のとおり）	別記様式第 15 号（第 14 条第 1 項関係） （別添 5－2 のとおり）

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別添 1－1
様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 印
(法人にあっては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助金交付申請書

草津市創業支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、草津市創業支援補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

申請年度	年度
補助事業に要する経費	円
補助金交付申請額	円
添付書類	(1) 創業計画概要書（別記様式第 2 号） (2) 支援機関確認書（別記様式第 3 号） (3) 同意書兼誓約書（別記様式第 4 号） (4) 市税の納税証明書 (5) 開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し （前年度までに開業届または法人登記により 事業所等を設立済の場合に限る。） (6) その他市長が必要とする書類

別添 1－2
様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 印
(法人にあっては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助金交付申請書

草津市創業支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、草津市創業支援補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

申請年度	年度
補助事業に要する経費	円
補助金交付申請額	円
添付書類	(1) 創業計画概要書（別記様式第 2 号） (2) 支援機関確認書（別記様式第 3 号） (3) 同意書兼誓約書（別記様式第 4 号） (4) 市税の納税証明書 (5) 開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し （第 3 条第 1 項第 2 号イに該当する場合に限る。） (6) その他市長が必要とする書類

別添 2－1
様式第 2 号（第 5 条第 1 号関係）

創業計画概要書

1. 計画概要

創業区分 (第 2 条第 1 号)	☐ ア 新規創業（個人事業） ☐ イ 新規創業（法人） ☐ ウ 法人成り ☐ エ 第二創業 ☐ オ 事業承継
上乗せ区分 (第 4 条第 2 項)	第 1 号 生年月日： 年 月 日（満 歳） ☐ ア（学校・学部名： 卒業日： ） ☐ イ（学校・学部名： ）
	第 2 号 ☐ ア 転入前（住民登録予定日： 年 月 日） ☐ イ 転入済（住 民 登 録 日： 年 月 日）
	第 3 号 ☐ ゼロカーボンの推進 ☐ デジタルトランスフォーメーションの推進 内容：
創業の理由	
創業地 (予定地)	〒
事業経験	☐ 事業を営営したことがない。 ☐ 事業を営営したことがあり、現在も継続している。 ☐ 事業を営営していたが、既にその事業を止めている。
開業日（設立日） 事業（営業）開始日	年 月 日 年 月 日

事業計画	事業概要
	事業詳細
	セールスポイント
	市場の状況
	創業後の事業戦略・展開
	支援機関による支援を受けて実施する販路開拓の方針（考え方）

2. 収支予算
(収入の部)

単位：円

区分	予算額	備考
自 己 資 金		
借 入 金		
市 以 外 の 補 助 金		
そ の 他		
市 補 助 金		
計		

(支出の部)

単位：円

費用区分	予算額	備考
謝金		
設備費		
店舗等借入費		
販路開拓費		
委託費		
広告費		
計		

3. 収支計画

単位：円

項目	現在	1 年目	2 年目	3 年目	備考
1 売上高					
2 売上原価					
3 粗利益 (1－2)					
4 経費合計					
5 人件費					
6 家賃					
7 減価償却費					
8 その他経費					
9 営業利益 (3－4)					

4. ビジネスプランコンテストの受賞実績や他の補助金等の実績

コンテストの名称	
内容	
時期	年 月 日

補助金等の名称	
内容	
時期・金額	年 月 日・ 千円

5. 事業スケジュール

実施時期	具体的な実施内容
1 年目	
2 年目	
3 年目	

別添 2－2
様式第 2 号（第 5 条第 1 号関係）

創業計画概要書

1. 計画概要

創業区分 (第 2 条第 1 号)	☐ ア 新規創業（個人事業） ☐ イ 新規創業（法人） ☐ ウ 法人成り ☐ エ 第二創業 ☐ オ 事業承継
上乗せ区分 (第 4 条第 2 項)	第 1 号 生年月日： 年 月 日（満 歳） ☐ ア（学校・学部名： 卒業日： ） ☐ イ（学校・学部名： ）
	第 2 号 ☐ ア 転入前（住民登録予定日： 年 月 日） ☐ イ 転入済（住 民 登 録 日： 年 月 日）
	第 3 号 ☐ ゼロカーボンの推進 ☐ デジタルトランスフォーメーションの推進 内容：
創業の理由	
創業地 (予定地)	〒
事業経験	☐ 事業を運営したことがない。 ☐ 事業を運営したことがあり、現在も継続している。 （創業日： 年 月 日） ☐ 事業を運営していたが、既にその事業を止めている。
創業日 (事業開始日)	年 月 日

事業計画	事業概要
	事業詳細
	セールスポイント
	市場の状況
	創業後の事業戦略・展開
	支援機関による支援を受けて実施する販路開拓の方針（考え方）

2. 収支予算
(収入の部)

単位：円

区分	予算額	備考
自 己 資 金		
借 入 金		
市 以 外 の 補 助 金		
そ の 他		
市 補 助 金		
計		

(支出の部)

単位：円

費用区分	予算額	備考
謝金		
設備費		
店舗等借入費		
販路開拓費		
委託費		
広告費		
計		

3. 収支計画

単位：円

項目	現在	1 年目	2 年目	3 年目	備考
10 売上高					
11 売上原価					
12 粗利益 (1－2)					
13 経費合計					
14 人件費					
15 家賃					
16 減価償却費					
17 その他経費					
18 営業利益 (3－4)					

4. ビジネスプランコンテストの受賞実績や他の補助金等の実績

コンテストの名称	
内容	
時期	年 月 日

補助金等の名称	
内容	
時期・金額	年 月 日・ 千円

5. 事業スケジュール

実施時期	具体的な実施内容
1 年目	
2 年目	
3 年目	

別添3-1
様式第10号（第10条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 印
(法人にあっては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助事業実績報告書

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付の決定の通知があった草津市創業支援補助事業について、草津市創業支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

申請年度	年度
事業完了日	年 月 日
交付決定額	円
補助対象事業の実績額	円
添付書類	(1) 実績概要報告書（様式第11号） (2) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し (3) 開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（ 申請年度内に開業届または法人登記により事業所等を設立した場合に限る。 ） (4) その他市長が必要とする書類

別添3-2
様式第10号（第10条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名 印
(法人にあっては名称および代表者の氏名)

草津市創業支援補助事業実績報告書

年 月 日付け草 第 号で補助金の交付の決定の通知があった草津市創業支援補助事業について、草津市創業支援補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

申請年度	年度
事業完了日	年 月 日
交付決定額	円
補助対象事業の実績額	円
添付書類	(1) 実績概要報告書（様式第11号） (2) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し (3) 開業届の写しまたは履歴事項全部証明書の写し（ 第2条第1号ア、イまたはウに該当する創業を行う場合に限る。 ） (4) その他市長が必要とする書類

別添4-1
様式第11号（第10条第1項第1号関係）

実績概要報告書

1. 実績概要

商号等	
業種 (日本標準産業分類)	大分類 () 中分類 ()
事業形態	個人 ・ 法人
創業地 (事業所等開設場所)	〒
開業日(設立日) 事業(営業)開始日	年 月 日 年 月 日
転入日 (第4条第2項第2号に該当する場合)	年 月 日
連絡担当者	職名 TEL E-Mail 氏名 FAX

2. 収支精算

(収入の部)

単位:円

区分	実績額	予算額	増減	備考
自 己 資 金				
借 入 金				
そ の 他				
市 補 助 金				
計				

(支出の部)

単位:円

経費区分	内容	実績額	予算額	増減	備考
計					

3. 財務状況

決算状況	確定 (年 月) ・ 未確定 (年 月 予定)
売上高	千円
売上総利益	千円
営業利益	千円
経常利益	千円
常用雇用者数	人

(注) 決算状況が未確定の場合は、決算確定後速やかに提出すること。

別添4-2
様式第11号(第10条第1項第1号関係)

実績概要報告書

1. 実績概要

商号等	
業種 (日本標準産業分類)	大分類 () 中分類 ()
事業形態	個人 ・ 法人
創業地 (事業実施地)	〒
創業日	年 月 日
転入日 (第4条第2項第2号に 該当する場合)	年 月 日
連絡担当者	職名 氏名 TEL FAX E-Mail

2. 收支精算

(収入の部)

單位：円

区分	実績額	予算額	増減	備考
自 己 資 金				
借 入 金				
そ の 他				
市 補 助 金				
計				

(支出の部)

單位：円

経費区分	内容	実績額	予算額	増減	備考
計					

3. 財務狀況

決算状況	確定（ 年 月） ・ 未確定（ 年 月予定）
売上高	千円
売上総利益	千円
営業利益	千円
経常利益	千円
常用雇用者数	人

(注) 1. 申請年度に創業した場合は、空欄とする。
2. 決算状況が未確定の場合は、決算確定後速やかに提出すること。

別添5-1
様式第15号(第14条関係)

年 月 日

草津市長 宛

申請者
住所
氏名
(法人にあっては名称および代表者の氏名)

経営状況等報告書

草津市創業支援補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり経営状況等を報告します。

記

1. 決算状況

項目	1 年目	2 年目	3 年目
決算年月			
売上高 (千円)			
売上総利益 (千円)			
営業利益 (千円)			
経常利益 (千円)			
従業員数 (人)			

(注) 1. 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、3年間、毎会計年度終了後、10日以内に報告すること。
2. 決算状況が未確定の場合は、決算確定後速やかに提出すること。

2. 決算状況が未確定の場合は、決算確定後速やかに提出すること。

2. 事業（営業）活動の状況

別添5-2
様式第15号(第14条関係)

年 月 日

葛津市長 宛

申請者
住所
氏名
(法人にあっては名称および代表者の氏名)

経営状況等報告書

草津市創業支援補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり経営状況等を報告します。

記

項目	1年目	2年目	3年目
決算年月			
売上高 (千円)			
売上総利益 (千円)			
営業利益 (千円)			
経常利益 (千円)			
従業員数 (人)			

(注) 1. 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、3年間、毎会計年度終了後、10日以内に報告すること。
2. 決算状況が未確定の場合は、決算確定後速やかに提出すること。

2. 決算状況が未確定の場合は、決算確定後速やかに提出すること。

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市告示第104号

草津市住生活基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市住生活基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市住生活基本計画検討委員会設置要綱（平成23年草津市告示第59号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																										
第1条～第6条　＜現行どおり＞ 別表（第3条第1項関係）	第1条～第6条　＜省略＞ 別表（第3条第1項関係）																										
<table><tr><th>委員</th></tr><tr><td>＜現行どおり＞</td></tr><tr><td>＜改正前を削る＞</td></tr><tr><td>＜現行どおり＞</td></tr><tr><td>＜改正前を削る＞</td></tr><tr><td>＜現行どおり＞</td></tr><tr><td>＜改正前を削る＞</td></tr><tr><td>＜現行どおり＞</td></tr><tr><td>＜改正前を削る＞</td></tr><tr><td>子育て相談センター所長</td></tr><tr><td>＜現行どおり＞</td></tr><tr><td>草津川跡地整備課長</td></tr><tr><td>市営住宅課長</td></tr></table>	委員	＜現行どおり＞	＜改正前を削る＞	＜現行どおり＞	＜改正前を削る＞	＜現行どおり＞	＜改正前を削る＞	＜現行どおり＞	＜改正前を削る＞	子育て相談センター所長	＜現行どおり＞	草津川跡地整備課長	市営住宅課長	<table><tr><th>委員</th></tr><tr><td>＜省略＞</td></tr><tr><td>環境政策課長</td></tr><tr><td>＜省略＞</td></tr><tr><td>健康福祉政策課長</td></tr><tr><td>＜省略＞</td></tr><tr><td>地域保健課長</td></tr><tr><td>＜省略＞</td></tr><tr><td>子ども家庭・若者課長</td></tr><tr><td>＜改正後に新設＞</td></tr><tr><td>＜省略＞</td></tr><tr><td>＜改正後に新設＞</td></tr><tr><td>住宅課長</td></tr></table>	委員	＜省略＞	環境政策課長	＜省略＞	健康福祉政策課長	＜省略＞	地域保健課長	＜省略＞	子ども家庭・若者課長	＜改正後に新設＞	＜省略＞	＜改正後に新設＞	住宅課長
委員																											
＜現行どおり＞																											
＜改正前を削る＞																											
＜現行どおり＞																											
＜改正前を削る＞																											
＜現行どおり＞																											
＜改正前を削る＞																											
＜現行どおり＞																											
＜改正前を削る＞																											
子育て相談センター所長																											
＜現行どおり＞																											
草津川跡地整備課長																											
市営住宅課長																											
委員																											
＜省略＞																											
環境政策課長																											
＜省略＞																											
健康福祉政策課長																											
＜省略＞																											
地域保健課長																											
＜省略＞																											
子ども家庭・若者課長																											
＜改正後に新設＞																											
＜省略＞																											
＜改正後に新設＞																											
住宅課長																											

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年4月1日揭示済み）

草津市告示第105号

草津市マンション管理士派遣事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市マンション管理士派遣事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内に在するマンションの管理組合による主体的なマンション管理および適切な管理組合の運営を支援するため、管理組合に対するマンション管理士派遣事業（以下「派遣事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意

義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) マンションの区分所有者等 法第2条第2号に規定する者をいう。
- (3) 管理組合 法第2条第3号に規定する団体または法人をいう。
- (4) 管理者等 法第2条第4号に規定する者をいう。
- (5) 管理士会 一般社団法人滋賀県マンション管理士会をいう。
- (6) マンション管理士 法第2条第5号に規定する者をいう。
- (7) 管理計画 法第5条の3に規定する管理組合によるマンションの管理に関する計画をいう。

（派遣事業の実施）

第3条 市長は、派遣事業の実施に当たり、管理士会が選定したマンション管理士を通じて、次に掲げる事項に関する管理組合からの相談に応じ、助言、指導およびその他の援助（以下「助言等」という。）に努めるものとする。

- (1) 管理組合の運営および管理規約等に関する事項
- (2) 管理費および修繕積立金等の財務に関する事項
- (3) 管理委託契約等の契約に関する事項
- (4) 長期修繕計画および大規模修繕工事に関する事項
- (5) 管理計画の認定の申請に関する事項
- (6) その他マンションの運営および管理に関する事項

2 派遣する回数は、一の管理組合につき一の年度当たり3回を限度とする。ただし、市長は、予算その他の事情により当該回数を制限することができる。

3 1回の派遣において、原則として、派遣するマンション管理士は2名とし、助言等を行う時間は2時間以内とする。

4 派遣事業の利用料は、無料とする。

（派遣事業の申込み）

第4条 派遣事業の申込みをしようとする管理者等（管理者等を選任等していない管理組合にあっては、マンションの区分所有者等。以下「申込者」という。）は、派遣事業申込書兼誓約書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（派遣事業の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その申込内容を審査し、派遣事業を利用することができるものと認めるときは、管理士会に対し、マンション管理士選定依頼書（別記様式第2号）により派遣するマンション管理士の選定を依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた管理士会は、派遣するマンション管理士を選定し、その結果をマンション管理士選定結果通知書（別記様式第3号）により市長に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知を受けたときは、派遣事業決定通知書（別記様式第4号）により申込者に通知するものとする。

4 市長は、前条の規定による申込内容を審査し、マンション管理士を派遣することができないと認めるときは、マンション管理士を派遣しない旨の通知書（別記様式第5号）により申込者に通知するものとする。

（派遣事業の取下げ）

第6条 派遣事業の決定を受けた申込者（以下「派遣決定者」という。）は、派遣事業の取下げをするときは、派遣事業取下げ届出書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、派遣事業を中止し、派遣事業中止通知書（別記様式第7号）により派遣決定者に通知するものとする。

- (1) 前項の規定により届出書を受理したとき。
- (2) 派遣決定者が、虚偽その他不正な手段により派遣事業の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他、市長が不適当と認めたとき。

（実績報告）

第7条 管理士会は、1回の派遣の終了後速やかに、派遣実績報告書（別記様式第8号）により、当該派遣の実績を市長に報告しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 4 条関係）

派遣事業申込書兼誓約書

年 月 日

草津市長 宛

申込者 管理組合名
住 所
代表者氏名
電 話 番 号
E-mail

草津市マンション管理士派遣事業実施要綱第 4 条の規定に基づき、次のとおり派遣事業を申し込みます。また、次に掲げる事項について、理事会その他の意思決定機関の承認を受けていることを誓約します。

- ☐ 派遣事業を申し込むこと
☐ 下記情報を草津市が一般社団法人滋賀県マンション管理士会へ提供すること

記

マ ン シ ヨ ン の 概 要	名 称						
	所 在 地	草津市					
	管 理 組 合 の 形 態	☐ 団地管理組合である ☐ 団地管理組合でない ☐ 管理組合法人である ☐ 管理組合法人でない					
	戸 数 等	総戸数	戸	竣工年	年	階 数	階
	併 設 用 途	☐ なし ☐ あり					
相 談 し た い 項 目 お よ び 内 容	(1) 管理組合の運営および管理規約等に関する事項 (2) 管理費および修繕積立金等の財務に関する事項 (3) 管理委託契約等の契約に関する事項 (4) 長期修繕計画および大規模修繕工事にに関する事項 (5) 管理計画の認定の申請に関する事項 (6) その他（ ）						
	希望する項目番号に ○をして、具体的な 内容を記入してくだ さい。						
派遣希望日時	第 1 希望 年 月 日（ ） 時 第 2 希望 年 月 日（ ） 時						
添付書類	役員を選任している場合は、役員名簿の写し						

様式第 2 号（第 5 条第 1 項関係）

マンション管理士選定依頼書

第 号
年 月 日

一般社団法人滋賀県マンション管理士会 様

草津市長

草津市マンション管理士派遣事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により、派遣するマンション管理士の選定を依頼します。

記

・派遣するマンションの概要等 別紙「派遣事業申込書兼誓約書写し」のとおり

様式第 3 号（第 5 条第 2 項関係）

マンション管理士選定結果通知書

年 月 日

草津市長 宛

（管理士会）

年 月 日付け第 号で依頼のあった件について、草津市マンション管理士派遣事業実施要綱第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり派遣するマンション管理士を選定しましたので通知します。

記

1 派遣するマンション管理士（主担当）

氏名	
事務所の所在地	
連絡先	

2 派遣するマンション管理士（副担当）

氏名	
事務所の所在地	
連絡先	

様式第 4 号（第 5 条第 3 項関係）

派遣事業決定通知書

第 号
年 月 日

（申込者）

様

草津市長

草津市マンション管理士派遣事業実施要綱第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおりマンション管理士を派遣することといたしますので通知します。

記

1 派遣するマンション管理士（主担当）

氏名	
事務所の所在地	
連絡先	

2 派遣するマンション管理士（副担当）

氏名	
事務所の所在地	
連絡先	

様式第 5 号（第 5 条第 4 項関係）

マンション管理士を派遣しない旨の通知書

第 号
年 月 日

（申込者）

様

草津市長

草津市マンション管理士派遣事業実施要綱第 5 条第 4 項の規定により、下記のとおり
マンション管理士を派遣しないこととしましたので通知します。

記

・派遣しない理由

様式第 6 号（第 6 条第 1 項関係）

派遣事業取下げ届出書

年 月 日

草津市長 宛

届出者 管理組合名
住 所
代表者氏名
電 話 番 号
E-m a i l

年 月 日付け第 号で決定のあった派遣事業について、次の理
由により取下げをしたいので、草津市マンション管理士派遣事業実施要綱第 6 条第 1 項
の規定により届け出ます。

記

・取下げ理由

様式第 7 号（第 6 条第 2 項関係）

派遣事業中止通知書

第 号
年 月 日

（派遣決定者）

様

草津市長

草津市マンション管理士派遣事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり
派遣事業を中止しましたので通知します。

記

- 1 中止日 年 月 日
2 中止する理由

様式第 8 号（第 7 条関係）

派遣実績報告書

年 月 日

草津市長 宛

（管理士会）

下記管理組合に対する派遣が終了しましたので、草津市マンション管理士派遣事業実
施要綱第 7 条の規定により報告します。

記

管理組合名	
相談項目	(1) 管理組合の運営および管理規約等に関する事項 (2) 管理費および修繕積立金等の財務に関する事項 (3) 管理委託契約等の契約に関する事項 (4) 長期修繕計画および大規模修繕工事に関する事項 (5) 管理計画の認定の申請に関する事項 (6) その他（ ）
派遣日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで
結果	
派遣者（主担当）氏名	

（令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 1 0 6 号

草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱を次のとおり
制定する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱
（趣旨）

第 1 条 この要綱は、不良空き家の除却を促進し、もっ
て市民が安全安心で、快適に暮らせるまちを確保する
ことを目的に、草津市（以下「市」という。）に在す
る不良空き家の所有者等に対して、予算の範囲内にお
いて、草津市不良空き家除却促進補助金（以下「補助
金」という。）を交付するものとし、その交付に関し
ては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規
則第 1 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定める
ところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、主として居住の用に供される建築物をいう。
- (2) 不良空き家 空き家のうち、その構造または設備が住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅と同程度に不良であるため、居住その他の使用がなされることが著しく不適当な空き家をいう。
- (3) 所有者等 不良空き家の所有者または当該所有者の相続人をいう。
- (4) 除却工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業（土木工事業、建築工事または解体工事業に限る。）の許可または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく解体工事業者の登録を受けた者をいう。

（補助対象不良空き家）

第3条 補助金の交付の対象となる不良空き家は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に存する1年以上居住その他の使用をされていないものであること。ただし、当該不良空き家が長屋または共同住宅であるときは、全戸において1年以上使用されていないものに限る。
- (2) 個人が所有するものであること。
- (3) 補助金の交付を受ける目的で故意に破損等させたものではないこと。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、所有権以外の権利が設定されているときであっても、当該権利の権利者が当該不良空き家の除却について同意するときは、この限りでない。
- (5) 法第22条第2項の勧告を受けていないこと。
- (6) 次に掲げる住宅の区分に応じて、別表に定める不良度判定基準に掲げる評定項目の評点の合計が、100点以上のものであること。

ア 住宅（イまたはウに該当するものを除く。）

別表第1

イ 鉄筋コンクリート造の住宅 別表第2

ウ コンクリートブロック造または補強コンクリートブロック造の住宅 別表第3

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に存する不良空き家の所有者等であって、当該不良空き家の除却を実施するもの。ただし、当該不良空き家が共有物（民法（明治29年法律第89号）第249条に規定する共有物をいう。）であるときは、当該不良空き家の除却について他の共有者の同意を得なければならない、相続人が複数であるときは、全ての相続人から同意を得ていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 国、県または市の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象不良空き家および補助対象不良空き家が建設されている土地に存する建築物（補助対象不良空き家を除く。）、埋設物、工作物、草木等を全て除却し、当該土地を更地にする工事であること。ただし、市長がやむを得ないと認めたものは、この限りでない。
- (2) 建設リサイクル法に基づき適正な分別解体、再資源化等を実施する工事であること。
- (3) 補助金の交付決定後に着手し、当該工事に着手する日の属する年度の2月末日までに完了することができる工事であること。
- (4) 他の制度に基づく助成等の対象となる工事でないこと。

（補助対象経費および補助金の額）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う補助対象工事に要する経費とし、補助金の額は、当該工事に要する経費の5分の4の額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。ただし、補助金の額の上限は50万円とする。

（事前調査）

第7条 補助金の交付を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、次条の規定による補助金の交付の申請をする前に、草津市不良空き家除却促進補助金事前調査依頼書（別記様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家であることの報告書（別記様式第2号）
- (2) 空き家の位置図
- (3) 空き家の現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の依頼書が提出されたときは、関係書

類および現地調査により審査し、その結果を草津市不良空き家除却促進補助金事前調査結果通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第8条 前条第2項の規定により当該空き家が補助対象不良空き家に該当する旨の通知を受けた申請者は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に草津市不良空き家除却促進補助金交付申請書（別記様式第4号）に、次に掲げる関係書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 草津市不良空き家除却促進補助金事前調査結果通知書（別記様式第3号）の写し
- (2) 不良空き家が存する土地の所有者が確認できる書類
- (3) 補助対象工事の見積書またはその写し
- (4) 不良空き家の所有者の相続人が申請するときは、相続関係を証明できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第9条 市長は、前条の申請を適当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかに草津市不良空き家除却促進補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとし、申請を不適当と認めたときは補助金の交付をしないことを決定し、速やかに草津市不良空き家除却促進補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象工事の内容の変更）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、草津市不良空き家除却促進補助金変更申請書（別記様式第7号）に、市長が指示する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を適当と認めたときは補助金の交付変更を決定し、速やかに草津市不良空き家除却促進補助金交付変更決定通知書（別記様式第8号）により補助決定者に通知するものとし、申請を不適当と認めた場合は補助金の交付変更をしないことを決定し、速やかに草津市不良空き家除却促進補助金交付変更棄却（却下）決定通知書（別記様式第9号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助対象工事の中止または廃止）

第11条 補助決定者は、補助対象工事を中止または廃止をしようとするときは、草津市不良空き家除却促進補助金中止（廃止）届出書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、草津市不良空き家除却促進補助金実績報告書（別記様式第11号）に、次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 着工前後の全景写真
- (2) 除却工事施工者との契約書の写し
- (3) 除却工事施工者の建設業の許可または解体工事業の登録を証する書類の写し
- (4) 建設リサイクル法届出書の写し（不良空き家の床面積が80平方メートル以上であるときに限る。）
- (5) 除却工事施工者が産業廃棄物を委託処理したときは、収集運搬業者および処分業者との処理委託契約書および許可書等の写し
- (6) 除却工事施工者が発行した請求書および領収書の写し
- (7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）のうち排出事業者用の票の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、当該事業の完了の日から起算して30日以内または当該補助金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い期日までにしなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の報告書を受理したときにおいて、適当と認めたときは速やかに補助金の額の確定を行い、草津市不良空き家除却促進補助金確定通知書（別記様式第12号）により申請者に確定額を通知するものとする。

（交付請求）

第14条 補助決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に草津市不良空き家除却促進補助金交付請求書（別記様式第13号）により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第6号関係）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高 評点
1 構造一般 の程度	① 基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	② 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2 構造の腐朽または 破損の程度	③ 基礎、土台、柱またははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台または柱が腐朽し、または破損しているもの等小修繕を要するもの	25	100
		ロ 基礎に不同沈下があるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、または破損しているもの、土台または柱の数が所に腐朽または破損があるもの等大修繕を要するもの	50	
		ハ 基礎、土台、柱またははりの腐朽、破損または変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		ニ 基礎、土台、柱またははりの腐朽、破損または変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	④ 外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽または破損により、下地の露出しているもの	15	
		ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽または破損により、著しく下地の露出しているものまたは壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	⑤ 屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落またはずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したものまたは軒のたれ下がったもの	25	
		ハ 屋根が著しく変形したもの	50	
		ニ 屋根が著しく変形したもの	50	
3 防火上または避難上の構造の程度	⑥ 外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
	⑦ 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4 排水設備	⑧ 雨水	雨桶がないもの	10	10
合計			点	

別表第3（第3条第6号関係）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高 評点
1 構造一般 の程度	① 基礎	イ 耐力壁の基礎がコンクリートブ ロック造であるもの	10	55
		ロ 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コン クリート造またはコンクリートブ ロック造でないもの	15	
		ハ 基礎が建物の地盤の状況に対応 して適当な構造でないもの	30	
	② 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2 構造の劣 化または 破損の程 度	③ 基礎、 柱、はり または耐 力壁	イ 構造耐力上支障のあるひび割れが あるもの、漏水があるもの等小修理 を要するもの	15	80
		ロ 変形または不同沈下があるもの、 さび汁が目立つもの、コンクリートの 剥離があるもの等中規模の修理を 要するもの	20	
		ハ 変形または不同沈下が大きいも の、鉄筋が露出しさびがあるもの、 コンクリートの剥離が多くあるもの 等大修理を要するもの	40	
		ニ 変形または不同沈下が著しく崩壊 の危険のあるもの	80	
	④ 壁（耐 力壁を除 く。）	イ 構造耐力上支障のあるひび割れが あるもの、漏水があるもの等小修理 を要するもの	10	
		ロ 変形があるもの、さび汁が目立つ もの、コンクリートの剥離があるも の等中規模の修理を要するもの	15	
		ハ 変形が大きいもの、鉄筋が露出し さびがあるもの、コンクリートの剥 離が多くあるもの等大修理を要す るもの	25	
	⑤ 外壁	イ 外壁の仕上材料に浮きがあり剥離 のおそれのあるもの	15	
		ロ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生 ずるおそれのあるもの	25	
	⑥ 開口部	イ 開口部上部のまぐさに構造耐力上 支障のあるひび割れがあるものまた は漏水があるもの	10	
ロ 開口部上部のまぐさにさび汁が目 立つものまたはコンクリートの剥離 があるもの		15		

別表第2（第3条第6号関係）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高 評点
1 構造一般 の程度	① 基礎	基礎の建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	55
		外壁の構造が粗悪なもの	25	
2 構造の劣化または破損の程度	③ 基礎、柱、はりまたは耐力壁	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修繕を要するもの	15	80
		ロ 変形または不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修繕を要するもの	20	
		ハ 変形または不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修繕を要するもの	40	
		ニ 変形または不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
	④ 壁（耐力壁を除く。）	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修繕を要するもの	10	
		ロ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修繕を要するもの	15	
		ハ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修繕を要するもの	25	
		ニ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修繕を要するもの	25	
	⑤ 外壁	イ 外壁の仕上材料に浮きがあり剥離のおそれのあるもの	15	
		ロ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
	⑥ 屋根	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるものまたは防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
		ロ たわみもしくは変形があるもの、さび汁が目立つものまたはコンクリートの剥離があるもの	15	
		ハ たわみもしくは変形が大きいものまたは鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
		ニ たわみもしくは変形が大きいものまたは鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
3 排水設備	⑦ 雨水	雨桶がないもの	10	10
合計			点	

	⑦ 屋根	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるものまたは防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10		
		ロ たわみもしくは変形があるもの、さび汁が目立つものまたはコンクリートの剥離があるもの	15		
		ハ たわみもしくは変形が大きいものまたは鉄筋が露出しさびがあるもの	25		
3 排水設備	⑧ 雨水	雨桶がないもの	10		10

合計 点

別記
様式第 1 号（第 7 条第 1 項関係）
草津市不良空き家除却促進補助金事前調査依頼書
年 月 日

草津市長 宛
(所有者等)
住 所
氏 名
電話番号

下記の空き家について、補助対象不良空き家に該当するか判定を受けたいので、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて事前調査を依頼します。
なお、事前調査に必要な限度において、下記の敷地内へ立ち入って調査することに同意します。

所在地	草津市
所有者氏名	
所有者との関係	☐ 本人 ☐ 相続人
空き家の構造	() 造
空き家の用途	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 長屋 (戸) ☐ 共同住宅 ☐ 併用住宅 ☐ その他 ()

【添付書類】
☐ (1) 空き家であることの報告書（別記様式第 2 号）
☐ (2) 空き家の位置図
☐ (3) 空き家の現況写真
☐ (4) その他 ()

様式第 2 号（第 7 条第 1 項関係）
空き家であることの報告書
年 月 日
草津市長 宛
(所有者等)
住 所
氏 名
電話番号

下記所在地に存する建築物について、1 年以上上居住その他の使用をしていない空き家であることを報告します。
なお、空き家であることを判定する際、当該建築物における水道使用状況等を確認することに同意します。

所在地	草津市
所有者氏名	

様式第 3 号（第 7 条第 2 項関係）
草津市不良空き家除却促進補助金事前調査結果通知書
第 号
年 月 日
(所有者等)
様

草津市長
年 月 日付けで事前調査の依頼があった空き家について、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり事前調査結果を通知します。

所在地	草津市
所有者氏名	
空き家の構造	() 造
空き家の用途	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 長屋 (戸) ☐ 共同住宅 ☐ 併用住宅 ☐ その他 ()
事前調査結果	補助対象不良空き家に ☐ 該当する ☐ 該当しない

様式第 4 号（第 8 条関係）
草津市不良空き家除却促進補助金交付申請書
年 月 日
草津市長 宛
(所有者等)
住 所
氏 名
生年月日
電話番号

草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、必要書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。この申請書および添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
また、資格審査のため、市が必要に応じて市税納税状況および暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会を行うことに同意します。

補助年度	年度
所在地	草津市
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
除却工事実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
除却工事施工者	名 称 住 所 連 絡 先 許可番号
その他	要綱の定めによる要件の適否 適 ・ 否

【添付書類】
☐ (1) 草津市不良空き家除却促進補助金事前調査結果通知書（別記様式第 3 号）の写し
☐ (2) 不良空き家が存する土地の所有者が確認できる書類
☐ (3) 補助対象工事の見積書またはその写し
☐ (4) 不良空き家の所有者の相続人が申請するときは、相続関係を証明できる書類
☐ (5) その他 ()

様式第 5 号（第 9 条関係）
草津市不良空き家除却促進補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

（所有者等）
様

草津市長

年 月 日付けで交付申請のありました草津市不良空き家除却促進補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

補助年度	年度
所在地	草津市
交付決定額	円
交付条件	

様式第 6 号（第 9 条関係）
草津市不良空き家除却促進補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

第 号
年 月 日

（所有者等）
様

草津市長

年 月 日付けで交付申請のありました草津市不良空き家除却促進補助金交付申請書を審査したところ、不適當と認められるので、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

補助年度	年度
所在地	草津市
交付しないことと決定した理由	

様式第 7 号（第 10 条第 1 項関係）
草津市不良空き家除却促進補助金変更申請書

年 月 日

草津市長 宛

（所有者等）
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更したいので、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、必要書類を添えて次のとおり申請します。

補助年度	年度
所在地	草津市
既交付決定額	円
変更交付申請額	円
変更増減額	円
変更の内容	
変更の理由	
添付書類	交付決定を受けた補助金の交付申請書に添付されている書類のうち、変更が生じる部分の書類一式（変更前後の状況を明示したもの）

様式第 8 号（第 10 条第 2 項関係）
草津市不良空き家除却促進補助金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

（所有者等）
様

草津市長

年 月 日付けで変更申請のありました草津市不良空き家除却促進補助金交付変更申請書を審査したところ、適当と認められるので、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

補助年度	年度
所在地	草津市
既交付決定額	円
変更交付申請額	円
変更増減額	円
交付条件	

様式第 9 号（第 1 0 条第 2 項関係）

草津市不良空き家除却促進補助金交付変更棄却（却下）決定通知書

第 号
年 月 日

（所有者等）

様

草津市長

年 月 日付けで変更申請のありました草津市不良空き家除却促進補助金交付変更申請書を審査したところ、不適当と認められるので、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

補助年度	年度
所在地	草津市
変更しないことと決定した理由	

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

草津市不良空き家除却促進補助工事中止（廃止）届出書

年 月 日

草津市長 宛

（所有者等）

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった標記事業を中止（廃止）したいので、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、届出します。

補助年度	年度
所在地	草津市
既交付決定額	円
中止（廃止）の理由	

様式第 1 1 号（第 1 2 条第 1 項関係）

草津市不良空き家除却促進補助工事実績報告書

年 月 日

草津市長 宛

（所有者等）

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のありました標記事業が完了しましたので、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、必要書類を添えてその実績を次のとおり報告します。

補助年度	年度
所在地	草津市
除却工事完了年月日	年 月 日
交付決定額	円

【添付書類】

- ☐ (1) 着工前後の全景写真
- ☐ (2) 除却工事施工者との契約書の写し
- ☐ (3) 除却工事施工者の建設業の許可または解体工事事業の登録を証する書類の写し
- ☐ (4) 建設リサイクル法届出書の写し（不良空き家の床面積が 8 0 平方メートル以上であるときに限る。）
- ☐ (5) 除却工事施工者が産業廃棄物を委託処理したときは、収集運搬業者および処分業者との処理委託契約書および許可書等の写し
- ☐ (6) 除却工事施工者が発行した請求書および領収書の写し
- ☐ (7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）のうち排出事業者用の票の写し
- ☐ (8) その他（ ）

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

草津市不良空き家除却促進補助金確定通知書

第 号
年 月 日

（所有者等）

様

草津市長

年 月 日付けで実績報告のありました標記事業については、下記のとおり補助金を交付いたしますので、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

補助年度	年度
所在地	草津市
交付決定額	円
確定額	円

様式第 1 3 号（第 1 4 条関係）

草津市不良空き家除却促進補助金交付請求書

年 月 日

草津市長 宛

（所有者等）

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で確定通知のありました標記事業の補助金を交付されるよう、草津市不良空き家除却促進補助金交付要綱第 1 4 条の規定により請求します。

補助年度	年度
所在地	草津市
確定額	円
交付請求額	円

<振込先>

金融機関名 支店
預金種目（ 普通 ・ 当座 ）
口座番号
フリガナ
口座名義

（令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済 み）

草津市告示第107号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和5年度 第8期介護保険料督促状

令和5年度 第9期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和6年4月8日に送達があったものとみなす。

令和 5 年度第 8 期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	楠 芳樹	草津市野路東三丁目 3 番 3 - 3 0 号 レドンダカサ玉川

令和 5 年度第 9 期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	万木 昇	草津市木川町 3 5 6 番地 1 5
2	須藤 賢治	草津市矢橋町 1 5 2 4 番地 1 4
3	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目 1 8 番 1 号
4	井手口 芳弘	草津市追分南三丁目 2 番 3 5 号
5	楠 芳樹	草津市野路東三丁目 3 番 3 - 3 0 号 レドンダカサ玉川

(令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 0 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の
2 の 3 第 2 項の規定により、指定納付受託者を指定した
ので、草津市会計規則（平成 6 年草津市規則第 1 2 号）
第 2 0 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
名 称 株式会社エフレジ
所在地 大阪府大阪市北区大深町 4 番 2 0 号グ
ランフロント大阪タワー A
- 2 納入義務者から委託を受ける歳入
草津市手数料条例（昭和 5 3 年草津市条例第 4 号）
別表に規定する諸証明の交付に係る手数料（イン
ターネットによる交付の申請および手数料の納付が
なされるものに限る。）
- 3 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで

(令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第109号

草津市コーディネート会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市コーディネート会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市コーディネート会議設置要綱（令和5年草津市告示第160号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第8条 <現行どおり> 別表（第3条第1項関係） <現行どおり> 草津市建設部市営住宅課 <現行どおり>	第1条～第8条 <省略> 別表（第3条第1項関係） <省略> 草津市建設部住宅課 <省略>

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年4月1日掲示済み）

草津市告示第110号

草津市文化芸術大会出場等激励金交付要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市文化芸術大会出場等激励金交付要綱
（趣旨）

第1条 この要綱は、文化芸術の振興を図るため、文化芸術の世界大会、国際大会および全国大会等（以下「大会等」と総称する。）に出場、出展する個人または団体に対し、予算の範囲内において、草津市文化芸術大会出場等激励金（以下「激励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象大会等）

第2条 激励金の交付の対象となる大会等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、主に親善、交歓等を目的に開催される大会、単一職域等の団体が開催する大会等は除くものとする。

(1) 世界大会 複数年に一度開催され、かつ、世界的

に認められた社会的に認知度の高い大会として教育長が認める大会とする。

(2) 国際大会 国内の選考会または予選会を経て日本の代表またはこれと同等以上の者（主催者等から予選を免除された者を含む。）として出場する国際大会とする。

(3) 全国大会 文部科学省（文化庁を含む。）が主催、共催または後援する大会のうち、地方予選を経て出場する大会とする。

(4) 国民文化祭

(5) 全国高等学校総合文化祭、全国中学校総合文化祭

(6) その他教育長が認める大会 前号に掲げる大会以外で教育長が認める大会とする。

（交付対象者）

第3条 激励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市の他の激励金等の対象となる場合は、交付対象者とししない。

(1) 草津市内に住所を有する個人

(2) 過半数が草津市民で構成され、かつ草津市内を中心に活動している団体

(3) 市内設置の高等学校に在籍する生徒（全国高等学

校総合文化祭に出場または出展する場合に限る。)

(4) 市内設置の中学校に在籍する生徒（全国中学校総合文化祭に出場または出展する場合に限る。)

(5) その他教育長が特に必要と認める者
(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付を受けようとする大会等の10日前までに、草津市文化芸術大会出場等激励金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、予選と大会等との期間が10日以内の場合または出場、出展等の決定と大会等との期間が10日以内の場合は大会等の前日までとする。

- (1) 大会実施要項またはこれに準ずる書類
 - (2) 予選成績表または出場、出展等が決定したことが分かる書類
 - (3) 大会出場者名簿（住所が記載されたもの）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
- (交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する激励金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは激励金の交付の決定をするものとし、草津市文化芸術大会出場等激励金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、激励金を交付しないものと決定したときは、草津市文化芸術大会出場等激励金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第7条 激励金の交付を受けた者は、大会等の終了後14日以内に文化芸術大会出場等激励金に係る出場等結果報告書（別記様式第4号）に、結果がわかる書類等または当該大会の状況がわかる書類等を添付して市長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

激励金の額

大会等	個人	団体
大会区分		
世界大会	100,000円	
国際大会	20,000円	
全国大会	5,000円	3名以下 1名につき 5,000円 4～9名 1団体につき 20,000円 10名以上 1団体につき 30,000円
国民文化祭	5,000円	合計人数が10名を超える場合は5万円を限度とする。
全国高等学校総合文化祭、全国中学校総合文化祭	3,000円	1人につき 3,000円 ただし、中学校、高等学校からの出場の場合で、各種目の合計が5万円を超える場合は5万円を限度とする。
その他教育長が認める大会	市長が定める額	市長が定める額

備考 各大会等の激励金の交付回数は、個人または団体に対し、1年度につき1回に限るものとする。

別記
様式第 1 号（第 5 条関係）

草津市文化芸術大会出場等激励金交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所 _____

団体名 _____

氏 名・代表者名 _____

(連絡先) TEL _____

_____に出場（出展）しますので、草津市文化芸術大会出場等激励金交付基準第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

大 会 名	
大 会 区 分 (該当区分を○で 囲んでください)	世界大会 国際大会 全国大会 国民文化祭 全国高等学校総合文化祭 全国中学校総合文化祭
開 催 場 所	
期 日	
出場団体または 個人名	
備 考	

※添付書類として、大会実施要項、予選成績表、大会出場者名簿等を提出してください。
※申請が大会前 1 0 日以内となる場合は、備考欄に理由を書いてください。
※交付対象者が中学生以下の場合は保護者が、団体の場合は代表者が申請者となります。

振込み依頼書

激励金を下記に振り込まれるよう希望します。
なお、大会後に振り込まれることを承諾します。

金融機関名	支店名（ ）
口座の種類	
口座番号	
口座名義 (カタカナ)	

.....
以下は記入しないでください。

口座名義の確認	出場者本人 ・ 保護者 ・ 団体が指定した口座
---------	-------------------------

※口座情報が分かるものの写しを添付してください。

様式第 2 号（第 6 条第 1 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市文化芸術大会出場等激励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記激励金については、草津市文化芸術大会出場等激励金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

激励金の額 円

様式第 3 号（第 6 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市文化芸術大会出場等激励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記激励金については、草津市文化芸術大会出場等激励金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり不交付と決定したので、通知する。

記

1. 不交付決定の理由

様式第 4 号（第 7 条関係）

草津市文化芸術大会出場等結果報告書

草津市長 宛

住 所 _____

氏 名 _____

草津市文化芸術大会出場等激励金の交付を受けましたので、その出場（出展）結果について下記のとおり報告いたします。

記

大 会 名	
開 催 場 所	
期 日	
出場団体または 個 人 名	
出 場 結 果	

備考 この報告書は、大会等の終了後 1 4 日以内に市長に提出してください。

草津市告示第111号

草津市75歳以上の方への生活応援商品券給付事業実施要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市75歳以上の方への生活応援商品券
給付事業実施要綱を廃止する要綱

草津市75歳以上の方への生活応援商品券給付事業実施要綱（令和5年草津市告示第211号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年4月1日揭示済み）

草津市告示第112号

草津市立中学校部活動のあり方検討協議会設置要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市立中学校部活動のあり方検討協議会
設置要綱

（目的）

第1条 草津市立中学校における部活動の地域連携および部活動の地域移行、地域における子どもたちのスポーツ・文化芸術の活動機会の整備方法に関することを検討するため、草津市立中学校部活動のあり方検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 部活動の地域連携の推進に関すること。
- (2) 部活動の地域移行への課題とその対応に関すること。
- (3) 生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動等に関すること。
- (4) 部活動に関する市のガイドラインに関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織および職務）

第3条 検討協議会は別表に掲げる団体、機関等から推薦された委員をもって構成する。

2 検討協議会は、座長および座長代理を置き、委員の互選により定める。

3 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 座長代理は座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 検討協議会は、必要に応じて構成員以外のものを出席させることができるものとする。

（部会）

第4条 検討協議会は必要に応じて、基礎的な検討、事務的な調整を図るために部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、座長の指名する委員をもって充てる。

3 部会について必要な事項は、座長が別に定める。

（庶務）

第5条 検討協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、検討協議会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

団体、機関等	備考
草津市スポーツ協会 総合型地域スポーツクラブ「くさつ健・交クラブ」 草津市体育振興会連絡協議会 草津市スポーツ推進委員協議会	スポーツ・文化活動関係団体
草津市中学校保健体育連盟 保護者代表（公募）	学校・教育関係団体
立命館大学 アスリート等スポーツ有識者	大学・有識者関係
教育部理事 学校教育課 教職員係 学校教育係 学事・学校保健体育係 スポーツ推進課 スポーツ推進係 生涯学習課 文化振興係	市関係

（令和6年4月1日揭示済み）

草津市告示第113号

令和6年度草津市一般廃棄物処理実施計画
について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年度草津市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定めたので、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例（平成8年草津市条例第15号）第7条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

（令和6年4月1日揭示済み）

草津市告示第114号

草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱（平成29年草津市告示第51号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第1条～第11条 <現行どおり>				第1条～第11条 <省略>			
別表第1 <現行どおり>				別表第1 <省略>			
別表第2（第8条第2項、第3項関係）				別表第2（第8条第2項、第3項関係）			
類型	区分	報酬単価 （1単位＝10、 70円）	算定に関する 基準	類型	区分	報酬単価 （1単位＝10、 70円）	算定に関する 基準
原則的 なケア マネジ メント	基本報酬	<u>442単位</u>	<現行どおり>	原則的 なケア マネジ メント	基本報酬	<u>438単位</u>	<省略>
	<現行 どおり >	<現行どおり>	<現行どおり >		<省略 >	<省略>	<省略>
	高齢者 虐待防 止措置 未実施	<u>-1/100</u>	利用者の人権 の擁護、虐待 の防止等をよ り推進する観		<改正 後に新 設>	<改正後に新設>	<改正後に新 設>

改正後				改正前			
	減算		点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導および特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生またはその再発を防止するための措置（虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。				
	業務継続計画未実施減算	- 1 / 1 0 0	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症もしくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。	＜改正後に新設＞	＜改正後に新設＞	＜改正後に新設＞	

改正後				改正前			
簡略化 したケ アマネ ジメン ト	基本報 酬	<u>2 2 1 単位</u>	＜現行どおり＞	簡略化 したケ アマネ ジメン ト	基本報 酬	<u>2 1 9 単位</u>	＜省略＞
	＜現行 どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞		＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞
初回の みのケ アマネ ジメン ト	基本報 酬	<u>2 2 1 単位</u>	＜現行どおり＞	初回の みのケ アマネ ジメン ト	基本報 酬	<u>2 1 9 単位</u>	＜省略＞

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 の業務継続計画未実施減算については令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

(令和 6 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 1 5 号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成 2 9 年草津市告示第 5 4 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 ＜現行どおり＞	第 1 条～第 2 条 ＜省略＞ (指定の申請)
＜改正前を削る＞	<u>第 3 条</u> 法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定による申請は、草津市介護予防・日常生活支援総合事業事業者指定申請書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

改正後	改正前
(介護予防・生活支援サービス事業者の指定等) <u>第3条</u> 市長は、<u>法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。</u> 2 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定にかかる事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。 <u>第4条～第5条</u> <現行どおり> (指定の更新) <u>第6条</u> 指定事業者が、<u>法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項に基づき、その指定の更新を受けようとするときは、当該指定の有効期間の満了の日の1月前までに市長に届出なければならない。</u> 2 前項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。 3 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定にかかる事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。 (変更の届出等) <u>第7条</u> 施行規則第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に行わなければならない。 2 施行規則第140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から10日以内に行わなければならない。 (事業者情報の公表および提供) <u>第8条</u> 市長は、第3条から前条までの規定による指定または届出等ならびに<u>施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止または休止の届出の受理</u>(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、滋賀県、滋賀県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。 (1)～(2) <現行どおり> (3) <u>指定等年月日</u> (4) <現行どおり>	(介護予防・生活支援サービス事業者の指定等) <u>第4条</u> 市長は、前条に規定する申請があった場合は、<u>法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定することを決定したときは、事業者指定通知書(別記様式第2号)により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。</u> <改正後に新設> <u>第5条～第6条</u> <省略> (指定の更新) <u>第7条</u> 指定事業者が、<u>法第115条の45の6第1項に基づき、その指定の更新を受けようとするときは、草津市介護予防・日常生活支援総合事業者指定更新申請書(別記様式第3号)に必要な書類を添えて、当該指定の有効期間の満了の日の1月前までに市長に届出なければならない。</u> <改正後に新設> <改正後に新設> (変更の届出等) <u>第8条</u> 指定事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、<u>変更届出書(別記様式第4号)を10日以内に市長に届け出なければならない。</u> 2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止、休止または再開しようとするときは、<u>廃止・休止・再開届出書(別記様式第5号)を廃止、休止または再開しようとする1月前までに市長に届け出なければならない。</u> (事業者情報の公表および提供) <u>第9条</u> 市長は、第3条から前条までの規定による指定または届出等(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、滋賀県、滋賀県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。 (1)～(2) <省略> (3) <u>指定年月日</u> (4) <省略>

改正後	改正前
(5) 運営規程 (6)～(7) <現行どおり> (指定の取り消し等) 第9条 市長は、法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の取り消し、または期間を定めてその指定事業者の指定の全部もしくは一部の効力を停止することができる。その際市長は、当該取消等をした者に対し、<u>その旨を通知するものとする。</u> 第10条 <現行どおり> <改正前を削る> <改正前を削る> <改正前を削る> <改正前を削る> <改正前を削る> <改正前を削る>	<改正後に新設> (5)～(6) <省略> (指定の取り消し等) 第10条 市長は、法第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の取り消し、または期間を定めてその指定事業者の指定の全部もしくは一部の効力を停止することができる。その際市長は、当該取消等をした者に対し、<u>事業者指定取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。</u> 第11条 <省略> <u>別記様式第1号（第3条関係）</u> <u>別記様式第2号（第4条関係）</u> <u>別記様式第3号（第7条関係）</u> <u>別記様式第4号（第8条第1項関係）</u> <u>別記様式第5号（第8条第2項関係）</u> <u>別記様式第6号（第10条関係）</u>

付 則

(施行期日)

- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱の様式による用紙は当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市告示第116号

草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想
推進懇話会開催要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津PAと連携した滋賀県南部エリア活性
化基本構想推進懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、草津PAと連携した滋賀県南部エ
リア活性化基本構想推進懇話会（以下「懇話会」とい
う。）の開催に必要な事項を定めることにより、草津
PAと連携した滋賀県南部エリア活性化基本構想（以

下「基本構想」という。）を推進するために、意見を
交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員12人以内で開催する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託す
る。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する事業者を代表する者
- (3) 関係する行政機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を
行うものとする。

- (1) 基本構想の推進に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会の進行を行う。

4 座長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、アドバイザーとして委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、都市計画部都市地域戦略課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年4月1日揭示済み)